

**長期履修課程では第二種奨学金(有利子)に限り、長期履修課程在籍期間分の貸与を希望できます。**

**対象は、医歯学総合研究科(博士課程)、保健衛生学研究科(前期・後期課程)の長期履修課程在籍者です。**

**本通知を確認の上、希望者は申請時に申し出てください。**

### 長期履修課程で奨学金を希望する皆さんへ（注意点）

大学院長期履修課程の学生の取扱いについて、第二種奨学金に限り、長期履修課程在籍期間分の貸与ができるようになりました。

利用される際には、以下の点をご注意ください。

#### ◆長期履修課程在籍期間分の貸与を受けることのメリットとリスク

##### 1. 借用金額

長期履修課程に在籍する期間、貸与を受けられる安心感はありますが、貸与期間が長いということは、借用金額も大きくなります。

また、第二種奨学金は、「特に優れた業績による返還免除」の対象ではなく、貸与総額に利息もつきます。

必要以上に貸与を受けないよう、貸与月額選択の際は、十分考慮してください。

（返還割賦額等については、ホームページ上の返還例等を参考にしてください。

また、今後、ホームページ上で返還シミュレーションもしています。）

##### 2. 機関保証料

長期履修課程の学生については、標準修業年限で採用後に期間延長の処理をするため、採用直後と期間延長処理後では貸与期間が変わります。

保証料の月額は、奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。そのため、貸与期間の変更（同時に返還期間が変更となる可能性有）をすることによって、保証料が増減しますので予めご了承ください。

##### 3. 奨学生証

採用後の内容で奨学生証を配付いたします。期間延長後の奨学生証の再交付はありませんので予めご了承ください。

#### ◆採用基準について

採用基準は、通常課程の学生と同じです。申込みの際は、学校の指示に従い、必要な書類を調べてください。

## 【9-2】

### ◆貸与期間について

1. 修業年限がすでに定められている時はその終期まで貸与を受けることができます。

例)

条件：①修士課程

②〇〇研究科 3年コース

修業年限の考え方： 
$$\begin{cases} \text{標準修業年限}=2\text{年} \\ \text{あなたの修業年限}=3\text{年} \end{cases}$$

貸与期間：第一種奨学金 2年まで（標準修業年限まで）

第二種奨学金 3年まで（長期履修課程等で定められている修業年限まで）

2. 入学時に長期履修計画をたてる場合、「入学時において学校と学生が取り決めた修業年限の終期」まで貸与を受けることができます。（※）

例)

条件：①修士課程

②4年までの間で長期履修計画を立てることが認められている。

③3年間で履修する計画を立てた。

修士課程で貸与を受けたことがない方の場合

修業年限の考え方： 
$$\begin{cases} \text{標準修業年限}=2\text{年} \\ \text{あなたの修業年限}=3\text{年} \end{cases}$$

貸与期間：第一種奨学金 2年まで（標準修業年限まで）

第二種奨学金 3年まで（長期履修課程で認められた修業年限まで）

※「2」について、貸与期間中において当初取り決めた修業年限（留年・休学等の休停止期間を除く）を延長する場合は、貸与終期の再延長は認められませんのでご注意ください。

ただし、留学・病気療養・ボランティア活動による期間延長は可能です。

### ◆研究科コードについて

長期履修には特定の研究科名称を設けています。

申込みの際は、学校に指定された研究科名称で登録をしてください。

それ以外のコードでの貸与（修業年限）期間の延長は認められません。

【9-3】

◆長期履修課程の修業年限を途中で変更した奨学生に対する対応

- ① 当初取り決めた修業年限（留年・休学等の休停止期間を除く）を延長する場合は、貸与終期の延長は認められません。また、申請もできません。  
(⇒ 上記 ◆貸与期間について 参照)
- ② 修業年限が短縮された場合は辞退をしてください。



注意事項

第一種奨学生については貸与期間の延長の対象ではありませんのでご注意ください。  
(第一種奨学生の貸与期間は通常の標準修業年限まで。)